

## 附 屬 資 料

# 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

## ◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

- ・死亡者数：9人
- ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

■ 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症患者により労働災害は大幅に増加した。

■ 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

## ◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成することを目指しています。

**令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。**

## ◎徳島第14次防推進計画における指標

### アウトプット指標

### アウトカム指標

#### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和4年と比較して令和9年までに増加させる。

- ・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

#### ○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

- ・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

アウトプット指標	アウトカム指標
<b>○業種別の労働災害防止対策の推進</b>	
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主含む。)の割合を令和9年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。	・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。
・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	・林業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<b>○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</b>	
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<b>○労働者の健康確保対策の推進</b>	
・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。	
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。	
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	(指標は立てず)労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。
<b>○化学物質等による健康障害防止対策の推進</b>	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	<p style="text-align: right;">徳島第14次防推進計画の詳細は、 ホームページをご覧ください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <span style="margin-left: 10px;">第14次防関連 厚生労働省ホームページ</span> </div>
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和4年と比較して令和9年までに増加させる。	・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
<b>徳島推進計画</b>	
<p>アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少(6人以下)となる</li> <li>・増加傾向にある死傷災害(新型コロナウイルス感染症り患者除く)については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。</li> </ul>	

# チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

## 1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年に**チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チエーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木等作業の結果がかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することにより、ガイドラインに基づく措置を講じることにより、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することにより、労働者（事業者）が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

## 2 概要

### （1）伐木等作業における保護具等の選定及び着用

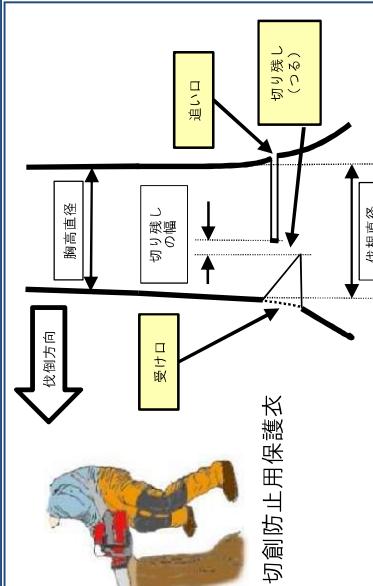
次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具）

### （2）チエーンソーの選定、取扱い方法等

- （3）伐木等作業を行つたための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）
- （4）伐木等作業における安全の確保

- ①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適當な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。
- （5）伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チエーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保
- （6）かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行つてはならないこと。

- ①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の枝切りの元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、④かかり木の枝切りなお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。



（図1）下肢の切創防止用保護衣

（図2）受け口、追い口等の関係図

## チエーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日	事業者名 調査・記録難氏名 計画作成者難氏名	(印)	
作 成：令和 年 月 日	作 業 責 任 者 名 作 業 運 送 第 回改定：令和 年 月 日	■ 事業場(現場・団地)名 事業場所（林班等） 作業班名	
作 業 期 間	自 令 和 年 月 日 ~ 至 令 和 年 月 日		
①地形の状況	(傾斜) (傾斜地の場合)急傾斜 中間 段差地 (斜面の向き)日照よい(南向き等)それ以外(北向き等)(※留意点)		
②地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい(※留意点)		
③埋設物・架空線の近接の状況	(転石・浮石) 多い 中間 少ない(※留意点) (水はけ)よい 中間 悪い(※留意点)		
④伐倒対象の立木の状況	(樹種)スギヒノキその他( ) (樹齡)( )年生が主体 (大きさ)(大きさのばらつき)多い 中間 cm程)樹高( m程) (立木の密度)密 中間 少ない(※留意点) (※留意点)		
⑤つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ)(枝がらみ)無 有 有(※留意点) (枝がらみ)無 有 有(※留意点)		
⑥枯損木等の状況	(枯損木)(風倒木)無 有 有(※留意点) (かん木)(草木)密 中間 疎(※留意点) (※留意点)		
⑦下層植生の状況			
⑧作業の方法	チエーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他( )		
⑨伐倒の方法	間伐(定性)列状 皆伐 抜伐 切捨て その他( )		
⑩伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他( )		
⑪かかり木の処理の方法	車両系木材伐出機械 フェリンクレバー ロープ その他( )		
⑫退避場所設定期示	テープ表示 その他( )		
⑬立入禁止設定期示	標識看板 繩張り カラーコーン その他( )		
⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他( )		
⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立ち入り禁止 その他( )		
⑯その他安全対策			
■ 作業者名 チエーンソー使用者数 合計			
■ 作業班 林班(学年) 林班(性別) G P S経度：緯度：			
■ 消防署 ( ) 病院 ( )			
■ 緊急車両待合せ場所(林道等名称) 緊急運搬先 (位置・特徴) ・会社( ) 事務所( )			
■ 林道等名称 ⑩携帯電話等・無線通信による通信可能な範囲 ⑪緊急車両の走行経路、緊急運搬先 ・緊急車両待合せ場所(林道等名称) ・普通救命講習受講者名 ・普通救命講習受講者名 ・会社( ) 事務所( )			
■ 救急セット配備場所 ・普通救命講習受講者名 ・普通救命講習受講者名 ・折りたたみ布垣架等の配備場所 ⑫備考			

\*緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入する。  
なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えない。

[参考：厚生労働省「危険作業員規通の要約」]  
\*「チエーンソーによる伐木等事業の安全に関するガイドライン」の改正について(基発0131第1号令和2年3月1日)  
事業者は、伐木等作業を行う場合は、伐木等作業を行う範囲を対象に、チエーンソーを用いて伐木等作業を行う場合、並びにチエーンソーを用いて木材の作業を行う場合、車両系木材伐出機械用いする際には、作業の安全対策を調査し、その結果を記録することとされ、また、伐木等作業、車両系木材伐出機械用いする際には、作業計画の標準的な様式を活用することとされ、一の様式にすることとされることがあります。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械用いする際には、作業計画の標準的な様式を活用することとされ、一の様式にすることとされることがあります。

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

#### 1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) 本様式は、標準的な作業計画を示すものであって、現場や作業の実態等を踏まえ、適宜、記入する項目や情報業計画として、本様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、チーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業その他の作業のための調査及び記録を行う場合であつても、本様式を活用することは可能であること。
- (4) 事業者が、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた様式の記入例を作成し、社内配布することは望ましいこと。

#### 2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入箇所」、参考にすること。
- (3) 「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「作業責任者・連絡先」欄には、必要に応じて、「作業指揮者」等の関係者の職氏名を含めて記入すること。
- (5) 「①地形の状況」の（傾斜）の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるかを記入すること。
- (6) 「②地質・水はけの状況」の（傾斜地）の欄には、急傾斜か、ならか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜（おおよその傾斜角度）を記入すること。
- (7) 「①地形の状況」の（傾斜の向き）の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か（北向き等）により日影がよいといい難い等）を記入すること。
- (8) 「②地質・水はけの状況」の（岩石地・崩壊地）の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「②地質・水はけの状況」の（転石・浮石）の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「②地質・水はけの状況」の（水はけ）の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (11) 「③埋設物・架空線の近接の状況」の（埋設物）及び（架空線）の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (12) 「④伐倒対象の立木の状況」の（樹種）の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (13) 「④伐倒対象の立木の状況」の（樹齡）の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であつて差し支えないこと。
- (14) 「④伐倒対象の立木の状況」の（大きさ）の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であつても差し支えないこと。
- (15) 「④伐倒対象の立木の状況」の（大きさのばらつき）の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「④伐倒対象の立木の状況」の（立木の密度）の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか（密）、疎らか（疎）、その中間であるかを記入すること。
- (17) 「⑤つるがらみの状況」の（つるがらみ）の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- (18) 「⑥枯損木等の状況」の（枯損木）及び（風倒木）の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。なお、必要に応じて、「かかり木状態の木の状況」を含めて記入すること。
- (19) 「⑦下層植生の状況」の（かん木）及び（草木）の欄には、作業を行う場所において、各々多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

#### 3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「⑧作業の方法」の欄には、チーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- (2) 「⑯その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であつて、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた位置を記入すること。

#### 4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合は、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を見ることが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
- ア 労働災害の発生のおそれがある場所
- (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
- (イ) 立木に、つるがらみ、枝からみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
- (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下するおそれがある場所
- イ 作業の方法
- (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番（どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。）がわかるように、必要な情報を記入すること。
- (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。
5. その他
- (1) 「⑪緊急車両の走行経路、緊急連絡先」の欄には、緊急車両が林道等に至る一般道からの入り口、緊急車両が通行できる林道等、林道等において、緊急車両の待機が可能である場所等を記入すること。
- (2) 「⑯携帯電話等・無線通信による通話が可能である範囲」の欄には、移動体通信（携帯電話（スマートフォンを利用する場合を含む。）及びPHS。）又は無線通信（トランシーバーを含む。）による通話が可能である範囲を記入すること。



【伐木・木材・集材・造材・**作業**】搬出運搬・機械作業計画書（伐出等）

(記載例)

## 作業場所及び作業範囲と運行経路

